

令和7年度

新婚生活を応援します！

【香取市結婚新生活支援事業】



事業概要

香取市で結婚を機に新たな生活を始める皆様へ、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる**費用（新居の購入、家賃、リフォーム費用、引越費用等）の支援**を行います。



どのような世帯が対象なの？

主に次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① **令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した新婚世帯**
- ② 昨年中における**ご夫婦の合計所得が500万円未満**であること※1
- ③ 年齢が婚姻日において**ご夫婦ともに39歳以下**であること
- ④ 申請時点で**香取市にお住まいで、引き続き2年以上居住**できること。※2
- ⑤ 過去に本補助金及び**同種の補助金の交付を受けていない**こと※3
- ⑥ **市税に滞納がない**こと
- ⑦ その他、対象費用によって求められる各種要件を満たす世帯※4

※1 所得とは課税証明書等に記載がある総所得金額のことを指します。

※2 外国籍の方は申請時点で2年以上の在留資格が必要です。

※3 「子育てエコホーム支援事業」等国の補助金を受けた場合は対象外となります。

※4 対象経費によって必要書類や要件が異なりますので、事前に窓口にてご相談ください。

いくら補助を受けられるの？



夫婦ともに29歳以下の世帯の場合、**最大60万円**です。それ以外の**39歳以下世帯は、最大30万円**です。

補助対象費用

婚姻を機に発生する以下の経費のうち、**令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払ったもの**が対象です。

①住宅購入費	・新築住宅の工事費や購入費、中古住の購入費用 ・建物購入費に係るローン返済費用 (結婚前に購入したものは、婚姻日前1年以内のものに限り対象となります。)
②賃貸借費用	・家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 (駐車場代は対象外です。また、勤務先の家賃補助相当額は控除した額が対象となります。)
③リフォーム費用	・住宅機能の維持や向上のための修繕、増築、改築等 (エアコン等の家電購入や家具等の備品のほか車庫、倉庫など住宅以外の建物、外構等は対象外です。)
④引越し費用	・引っ越しに要した運送業者へ支払う費用 (自ら搬入した場合のレンタカー代や友人に頼む等してかかった費用、不用品処分費用は対象外です。)

申請期限や申請方法について

申請期限 令和8年3月31日 ※予算がなくなり次第終了します。

- ・補助対象費用によって必要書類が異なります。**必ず事前に窓口でご相談**をお願いします。
- ・申請用紙や詳細は市ホームページをご覧ください。

【申請・お問い合わせ先】

香取市役所 子育て支援課 子育て推進班
0478 (50) 1257



市ホームページ